

化学物質審査規制法（化審法）の 施行状況と動向

令和8年3月4日

経済産業省産業保安・安全グループ
化学物質管理課 化学物質安全室

化審法に係る最近のトピックス

- 化審法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するための法律。

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

- ✓ 平成29年改正を踏まえた施行状況及び必要な措置について議論。
- ✓ とりまとめ報告書（令和7年7月公表）の方向性を踏まえた対応を検討・実施。

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

- ✓ 高分子化合物の安全性評価試験のこれまでの判定データを分析し、試験の省略を可能とする要件を明確化。審議会で了承。

3. 第一種特定化学物質の動向について

- ✓ 新たな化学物質の指定。

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

- 1 - 1 オンライン手続の効率化（「GビズID」の採用）
- 1 - 2 新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）
- 1 - 3 リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会
- 1 - 4 資源循環と化学物質管理

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

3. 第一種特定化学物質の動向について

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

- 1 - 1 オンライン手続の効率化（「GビズID」の採用）
- 1 - 2 新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）
- 1 - 3 リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会
- 1 - 4 資源循環と化学物質管理

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

3. 第一種特定化学物質の動向について

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループ※での議論と対応について

- 平成29年改正法の附則第5条に、施行後5年を経過した場合において、改正後の化審法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは同法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨、規定されたことを受け、令和6年10月から環境省及び厚生労働省との合同審議会を開催（計4回）。
- 検討結果をとりまとめた報告書を、令和7年7月22日に公開。

開催実績と主な議題

※第1回と第2回は、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会 環境保健部会 化学物質対策小委員会との合同開催。

第1回：令和6年10月23日

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行状況の点検
- 平成29年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の改正の概要とこれまでの実績について

第2回：令和6年11月8日

- 化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について

第3回：令和7年3月10日

- 化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について

第4回：令和7年6月13日

- 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について

「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（報告書）」との関連

第一章 検討の背景

第二章 平成29年改正化審法の施行状況等

1. 平成29年改正化審法の概要

2. 平成29年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について

1-1.オンライン手続の効率化
（「GビズID」の採用）

1-2.新規化学物質の審査における
取組（特例制度の合理化等）

第三章 主な検討課題について

1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

1-1 リスク評価

1-2 審査特例制度等

1-3 ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

1-3.リスク評価・NAMsに関する
3省有識者検討会

1-4.資源循環と化学物質管理

2. その他の化学物質管理に関する事項

2-1 諸課題への対応

2-2 持続可能な化学物質管理

2-3 パートナーシップや能力開発

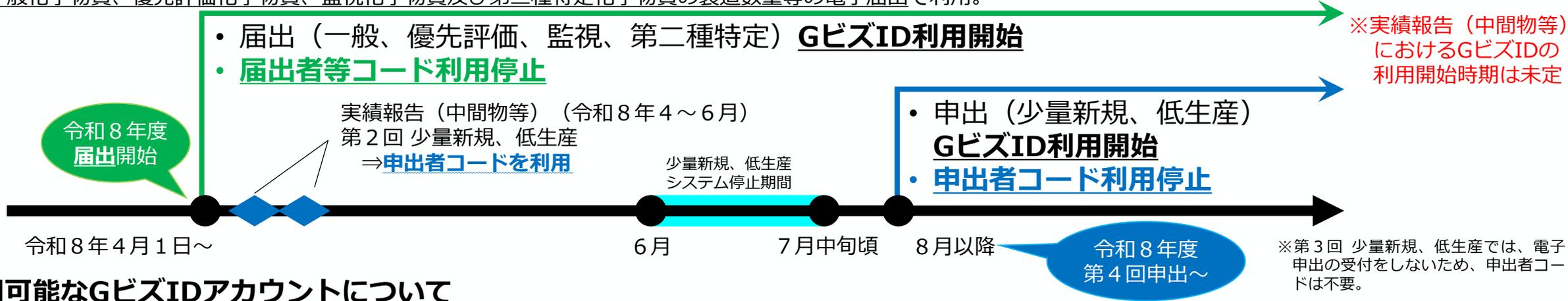
1-2.新規化学物質の審査における
取組（特例制度の合理化等）

第四章 今後の検討

1-1. オンライン手続の効率化（「G Biz ID」の採用）

- 令和8年度から、行政手続の更なる効率化を図るべく、「申出者コード」¹及び「届出者等コード」²は**利用停止**し、現在様々な行政サービスでも活用されている「G Biz ID」を採用。事業者の準備を促すべくセミナー等で周知。

1. 少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量の電子申出及び中間物等新規化学物質の製造・輸入実績報告書の電子提出で利用。
2. 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質の製造数量等の電子届出で利用。



利用可能なG Biz IDアカウントについて

	アカウント種別	利用可能な行政サービス	アカウントの作成方法	申出・届出での利用可否
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	<u>審査を行って作成</u>	○
従業員	メンバー	制限あり（小）	プライムによる作成	○
誰でも	エントリー	制限あり（大）	審査を行わず作成	×

1 - 2. 新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）

- 審査特例制度（うち、少量新規化学物質確認制度（「少量新規」）及び低生産量新規化学物質確認制度（「低生産」））については、制度のレビュー結果や事業者の要望等を踏まえ、
(1)オンライン申請の原則化、(2)申出の受付期間・頻度の合理化、(3)用途証明書の提出を促す取組、(4)オンラインを活用した事後監視の高度化に取り組む。
- また、「より安全な代替」を開発するインセンティブの観点で、該当物質の**名称公示期間を延長**する。

審査特例制度の合理化等の取組

- (1)少量新規、低生産の申出のオンライン申請の原則化（省令改正）** 【令和11年～】
- (2)申出受付期間・頻度の合理化**
 - ・少量新規の受付期間を延長 【令和8年～】
 - ・受付頻度の見直し（少量新規：9回→7回、低生産：12回→10回） 【令和8年～】
- (3)用途証明書の提出を促す取組**
 - ・用途証明書を出さない場合の確認のみを対象とした受付回を廃止 【令和8年～】
 - ・川下ユーザーに対する、用途証明書の提出への理解を深める周知 【令和7年～】
 - ・用途証明に関する手続の簡素化（証明書の押印廃止、用途追加の一部廃止） 【令和8年～】
- (4)オンラインを活用した事後監視の高度化**
 - ・オンラインを活用した報告徴収の実施（少量新規・低生産） 【令和8年度～】

名称公示期間の延長

（現状）
新規化学物質の届出を行い、審査の判定を受けた後、一般化学物質に該当するものは、**判定通知から5年経過後に名称を公示。**



（今後）
安全との判定（ヒト健康への疑いなし・生態影響なし）を受けた新規化学物質について、名称公示までの期間を**10年**に延長。
【令和8年度～（予定）】

1 - 3. リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会

- 産業構造審議会制度構築ワーキンググループ（厚生労働省と環境省の審議会との合同開催）で取りまとめられた報告書（令和7年7月22日公表）で示された主な検討課題のうち、**「①新たな評価手法（NAMs）の活用」、「②リスク評価の効率化・実効性の向上」**については、**別途検討の場を立ち上げてはどうかと示されている。**
- これを受け、化審法に関する審議会の委員等からなる3省合同の有識者検討会において、化審法におけるNAMsの考え方やリスク評価における課題の整理等を行った。今年度の議論を今後の検討の土台としていく。

検討会概要

(1) 開催形式：非公開

(2) 開催日程・議題：

第1回：令和8年2月9日

- ・ 化審法における新しい評価手法（NAMs）の考え方について
- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

第2回：令和8年2月19日

- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

第3回：令和8年3月4日

- ・ 化審法における新しい評価手法（NAMs）の言語化（案）
- ・ 化審法におけるリスク評価の課題について

(3) 委員構成：経産省関係委員

- ・ 赤堀 有美 一般財団法人 化学物質評価研究機構 安全性評価技術研究所 研究企画部 次長
- ・ 岩崎 雄一 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 ナイチャーポジティブ技術実装研究センター 主任研究員
- ・ 小野 恭子 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 サークュラーテクノロジー実装研究センター 副研究センター長
- ・ 蒲生 昌志 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 研究部門長
- ・ 金原 和秀 国立大学法人 静岡大学 理事（研究・社会産学連携・人事担当） / 副学長
- ・ 須方 督夫 一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
- ・ 竹下 潤一 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 研究グループ長
- ・ 永井 孝志 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 土壌環境管理研究領域 農業環境情報グループ 上級研究員

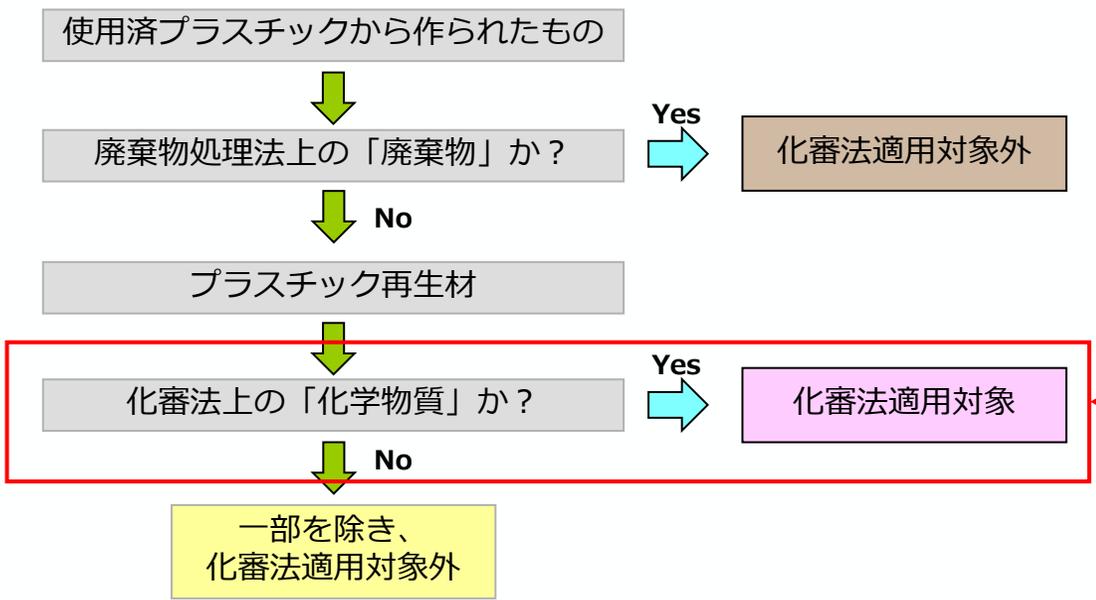
ほか、厚生労働省及び環境省関係委員

1-4. 資源循環と化学物質管理

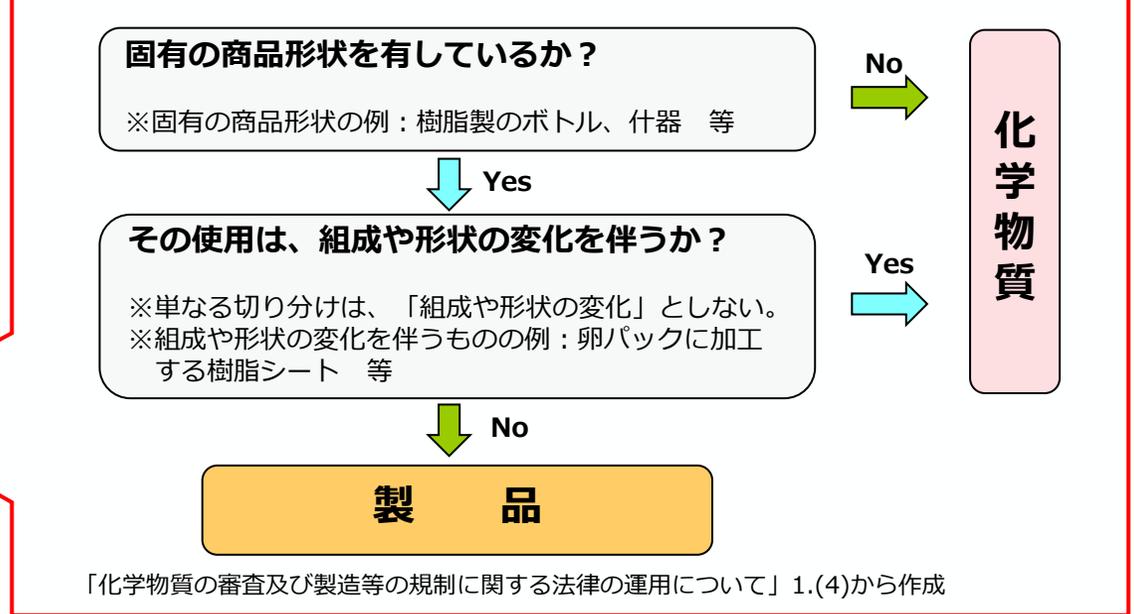
～「プラスチック再生材」における化審法の適用について～

- 使用済プラスチックから作られたものの化審法の適用を考える際は、それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか判断する必要がある。廃棄物に該当する場合は、化審法を始めとする化学物質関連規制の対象外（廃棄物処理法で規制）となる。
- 一方、使用済プラスチックから作られたものが廃棄物処理法上の廃棄物でないならば、それはいわゆる「プラスチック再生材」であり、それが化審法上の「化学物質」と「製品」のいずれに該当するか判断される。
 - ✓ 化審法上の化学物質に該当する場合は、その規制区分に応じて、化審法の規制が適用される。
 - ✓ 一方、化審法上の製品に該当する場合は、化審法の政令で指定されている製品（輸入禁止製品等）に該当する場合は除き、化審法の規制の対象とはならない。

【プラスチック再生材の判断フロー】



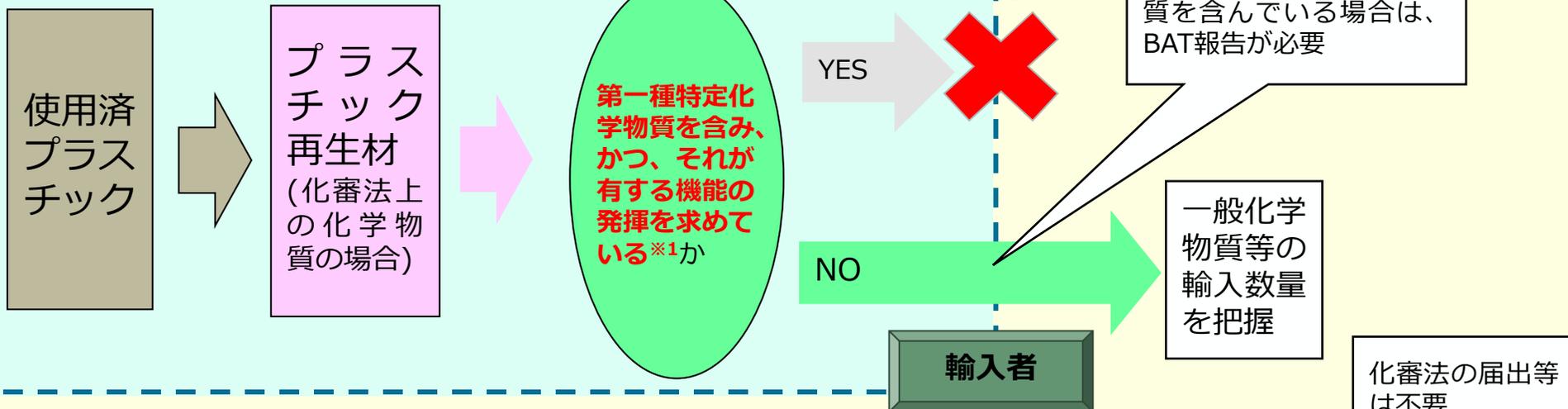
【化審法において「製品」とみなすものの判断フロー】



1-4. 資源循環と化学物質管理

～プラスチック再生材が化審法上の化学物質に該当する場合の規制の適用～

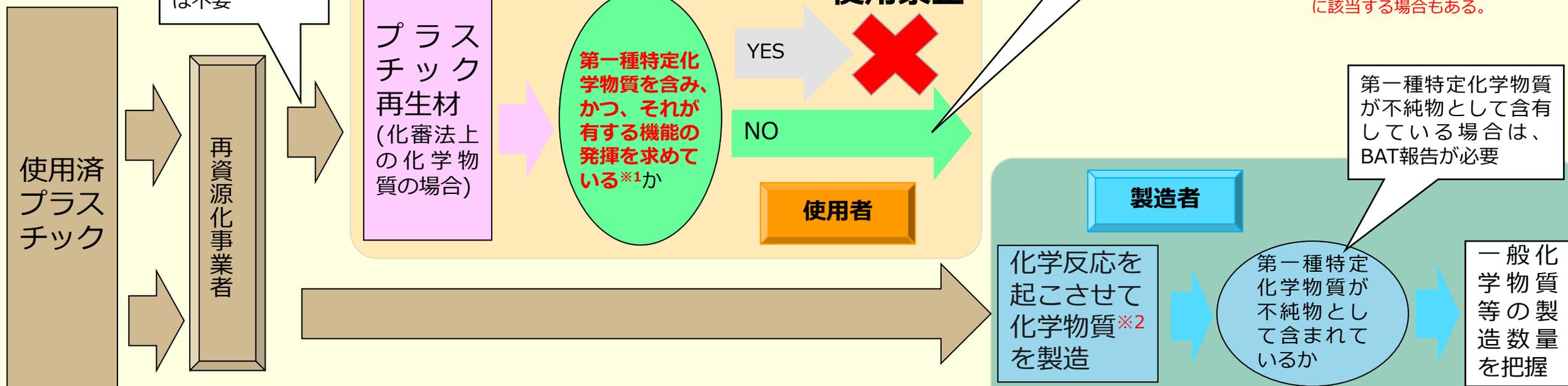
国外



- 製造者** 化審法における「化学物質を製造する者」
- 輸入者** 化審法における「化学物質を輸入する者」
- 使用者** 化審法における「化学物質を使用する者」

※1 例えば、プラスチック再生材がデカブロモジフェニルエーテル（第一種特定化学物質）を含んでおり、かつ、当該デカブロモジフェニルエーテル（第一種特定化学物質）が有する難燃性の発揮を求めている場合。
 ※2 化学物質は、プラスチック再生材に該当する場合もある。

国内



1-4. 資源循環と化学物質管理 ～不純物として含まれる第一種特定化学物質について（今後の方向性）～

- 使用済プラスチックの中には、規制される前に使われていた第一種特定化学物質を含有しているものもあり、そのケミカルリサイクルによって得られた化合物においても、当該第一種特定化学物質が不純物として含まれる可能性がある。
- 審議会での議論を踏まえ、今後の方向性が示されたところ。資源循環等の実態も踏まえつつ、検討を進めていく。

今後の方向性

- ①海外において第一種特定化学物質に相当する化学物質が不純物として含まれている場合に基準値で管理していることも参考に、これまでBATで管理している第一種特定化学物質のうち、国際的に値が設定されており管理上限値を示しているPCBなどの物質については、不純物の閾値を設定して、適切な管理を実施してはどうか。
- ②なお、欧州POPs規則の非意図的な微量不純物に関する基準値を分析可能性やリスク（ヒト健康や環境への悪影響の可能性を判断するための指標）と比較した検討資料もあることから、このような既存の情報も参考に、第一種特定化学物質ごとの不純物の閾値を検討してはどうか。

1-4. 資源循環と化学物質管理

～運用通知の改正～

- 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論及び報告書を踏まえ、不純物の取扱いを明確化するため、運用通知を改正（令和7年10月6日付）。
- 併せて、化学物質の区分の仕方や用語の定義等を明確化するなどの改正も行い、今後、段階的に施行。

主な改正事項

- ① 第一種特定化学物質に該当する化学物質が副生成物として微量に含まれる場合に限定して取扱いを規定していたが、不純物として微量含まれる場合に適用可能とした。 → ① 令和7年10月6日施行
- ② 運用通知全体に関わる規定を集約した『1 共通事項』という見出しを新たに立てた。
- ③ 無水和物と水和物の取扱い及び有機高分子化合物の用語の定義を明確化した。
- ④ これまで「新規化学物質として取り扱わないもの」としていた化学物質を、「既存化学物質等」として取り扱うことに変更した。
- ⑤ 既存化学物質等の定義を変更した。 → ⑤ 令和9年4月1日施行
- ②～④ 令和8年4月1日施行

1 - 4. 資源循環と化学物質管理

～不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて～

- 化審法の運用通知の改正により、第一種特定化学物質に関する運用が適用可能な定義を、（副生成物を包含した）**“不純物”として含まれる場合とし、プラスチック再生材に不純物として第一種特定化学物質が含有する場合の扱いを明確化した。**
- 令和7年10月6日付で「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」を改訂。同日から新たな運用として、**国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示したものについては、基準値を設定し、BAT（Best Available Technology/ Techniques）の原則に基づき事業者による適切な管理を行うこととした。**

基準値の設定

HCB	{	:	200ppm	(テトラクロロ無水フタル酸 (TCPA) に含有)
		:	10ppm	(TCPAを原料とした顔料又は染料等に含有)
PCB	:		50ppm	
SCCP	:		10,000ppm	

- 今後もプラスチック再生材等に含まれる第一種特定化学物質について基準値を検討。

BAT報告手続の合理化

- 基準値設定された第一種特定化学物質のBAT報告手続を合理化。
- プラスチック再生材は管理の難易度が相対的に高いことも鑑み、さらに報告手続を合理化。

プラスチック再生材の円滑な利活用の促進

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

- 1 - 1 オンライン手続の効率化（「GビズID」の採用）
- 1 - 2 新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）
- 1 - 3 リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会
- 1 - 4 資源循環と化学物質管理

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

3. 第一種特定化学物質の動向について

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

- 新規化学物質の審査のうち、高分子化合物の場合の評価方法（高分子フロースキーム）について、これまでの審査の知見を活用し、従来の試験が省略できる場合を明確化し、より簡易な方法（構造及び物性等による評価）で評価できる手法を新たに構築。
- 新たな手法は令和8年5月から導入する予定。本評価手法により、高分子化合物の評価における更なる合理化が図られることが期待。

高分子フロースキームとは

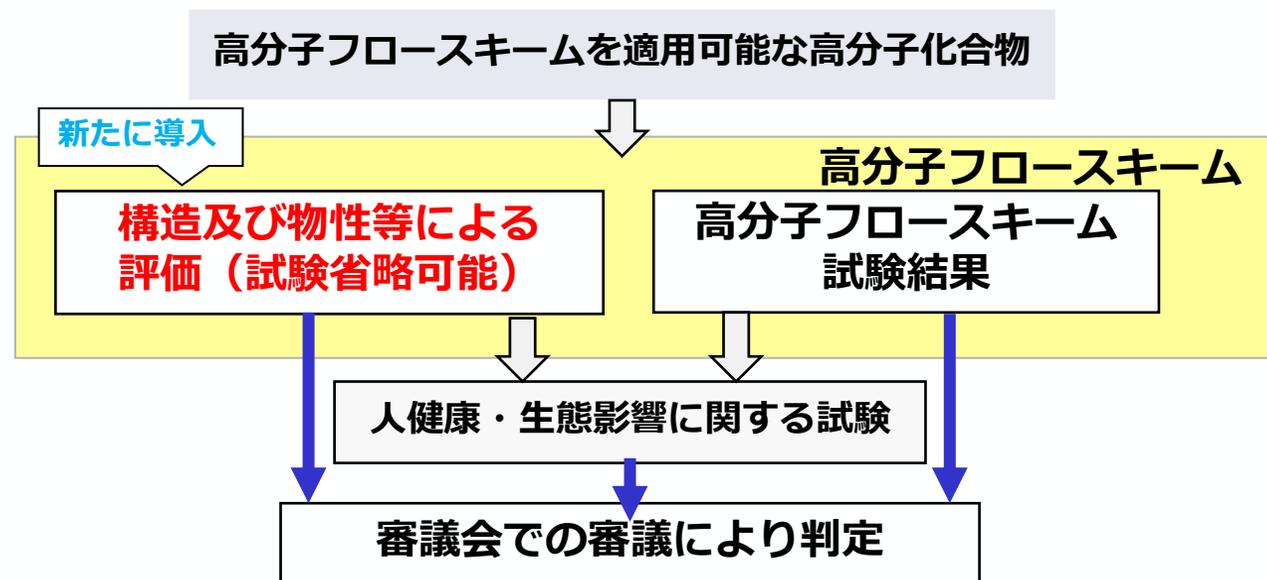
- 化審法における新規化学物質の審査では、事業者が取得した生物を用いた試験から、化学物質の「分解性」「生物蓄積性」「人健康影響・生態影響」を評価。
- 高分子化合物については、分子サイズが大きく、一般に生体内に取り込まれにくいいため、生物に対する蓄積性や毒性に対する懸念が低いとされていることから、一定の要件を満たす高分子について、生物を用いない簡易な試験（高分子フロースキーム試験※）による安全性の評価を可能としている。

※高分子フロースキーム試験

- 物理化学的安定性及び酸・アルカリに対する溶解性試験
 - 水及び有機溶媒に対する溶解性試験
- 自然的作用による変化を生じにくい化学物質であることを評価

新たに構築した審査方法

- 経産省及びNITEにおいて、平成22年～令和3年の審査データ（約1,500物質）を分析し、自然的作用による変化を生じにくい高分子化合物群を抽出し、構造（主鎖・側鎖）及び物性の要件の組合せによる、新たな評価手法を提案。
- 評価手法は、3省合同審議会にて審議の上、了承を得た。（令和8年1月）



【参考】高分子フロースキーム合理化案 詳細フロー図

既知見通知 1 の高分子化合物の定義を満たす物質

①主鎖の要件(グループA+B)

主鎖は、次に掲げる化学構造の単一又は複数の連鎖により生成する結合に限られる。

炭素-炭素結合、フェニレン基、イミド結合、アミド結合、
カルボン酸エステル結合、ウレタン結合、エーテル結合（アセタールを除く）、シロキサン

①'主鎖の要件(グループB)

主鎖は、次に掲げる化学構造の単一又は複数の連鎖により生成する結合に限られる。

炭素-炭素結合、フェニレン基、イミド結合、
アミド結合（3級アミドに限る）

②側鎖の要件

側鎖（末端構造を含む）に
次の構造を含む。

塩（既知見イオンとの塩は除く）、
アルコキシシラン、アセタール、酸無水物、
アミド結合、エステル結合、ウレタン結合

③物性の要件

各種溶媒に不溶である。
又は
数平均分子量が
100,000以上である。

審議会の審議を経て判定

構造及び物性等による評価
(高分子フロースキーム試験省略可能)

高分子フロースキーム試験の結果による評価

1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

- 1 - 1 オンライン手続の効率化（「GビズID」の採用）
- 1 - 2 新規化学物質の審査における取組（特例制度の合理化等）
- 1 - 3 リスク評価・NAMsに関する3省有識者検討会
- 1 - 4 資源循環と化学物質管理

2. 新規化学物質の審査における評価手法の合理化について

3. 第一種特定化学物質の動向について

3. 第一種特定化学物質の動向について

- ストックホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月開催）及び第12回締約国会議（令和7年4～5月）において、「PFHxS関連物質」、「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン」並びに「長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質」を新たに廃絶対象物質とすることを採択。
- これらについて、化審法の第一種特定化学物質への指定と、化審法に基づく措置に係る審議※を行った。

※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会審査部会／安全対策部会 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

化審法における措置

① 第一種特定化学物質への指定

- ・ PFHxS関連物質
- ・ クロルピリホス
- ・ 中鎖塩素化パラフィン
- ・ 長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質（長鎖PFCA等）

③ PFHxS関連物質、長鎖PFCA等が使用されている場合に取扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

② 輸入を禁止する製品の指定

- ・ PFHxS関連物質 : 「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」、「金属の加工に使用するエッチング剤」など10製品
- ・ クロルピリホス : 「木材用の防虫剤」
- ・ 中鎖塩素化パラフィン : 「樹脂用の可塑剤」、「塗料」など6製品
- ・ 長鎖PFCA等 : 「業務用写真フィルム」、「潤滑油」、「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」など10製品

(参考) 第一種特定化学物質に関する規制措置

○政令改正スケジュールについて

・PFHxS関連物質

令和7年9月	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント、TBT通報
令和7年12月17日	改正政令公布
令和8年1月13日	3省合同会合におけるPFHxS関連物質の指定に係る審議
令和8年1月下旬	PFHxS関連物質の指定に係る省令に関するパブリックコメント
令和8年3月以降	PFHxS関連物質の指定に係る省令の公布
令和8年6月17日	改正政令、PFHxS関連物質の指定に係る省令の施行

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCA等

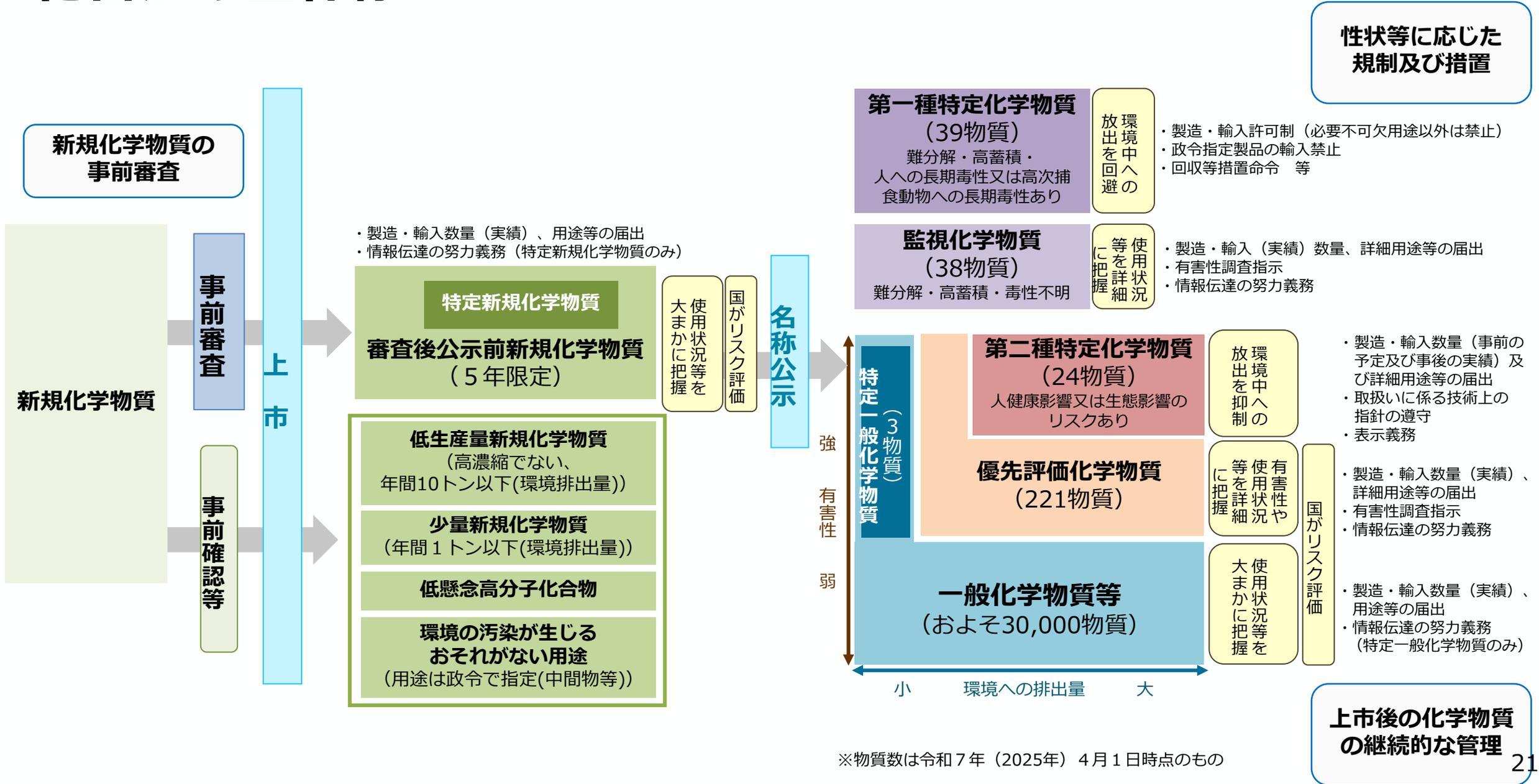
令和7年6月20日	3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和7年9月19日	3省合同会合における輸入禁止製品等に係る審議
令和7年10月	措置内容に関するパブリックコメント
令和7年12月	TBT通報
令和8年春頃	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント 改正政令公布、3省合同会合における長鎖PFCA関連物質の指定に係る審議
令和8年夏以降	長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の公布
令和8年秋頃	改正政令、長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の施行

○第一種特定化学物質の適用除外用途について

- ・ 8 : 2 FTOH : 適用除外用途を削除
- ・ デクロランプラス : 使用届出1件

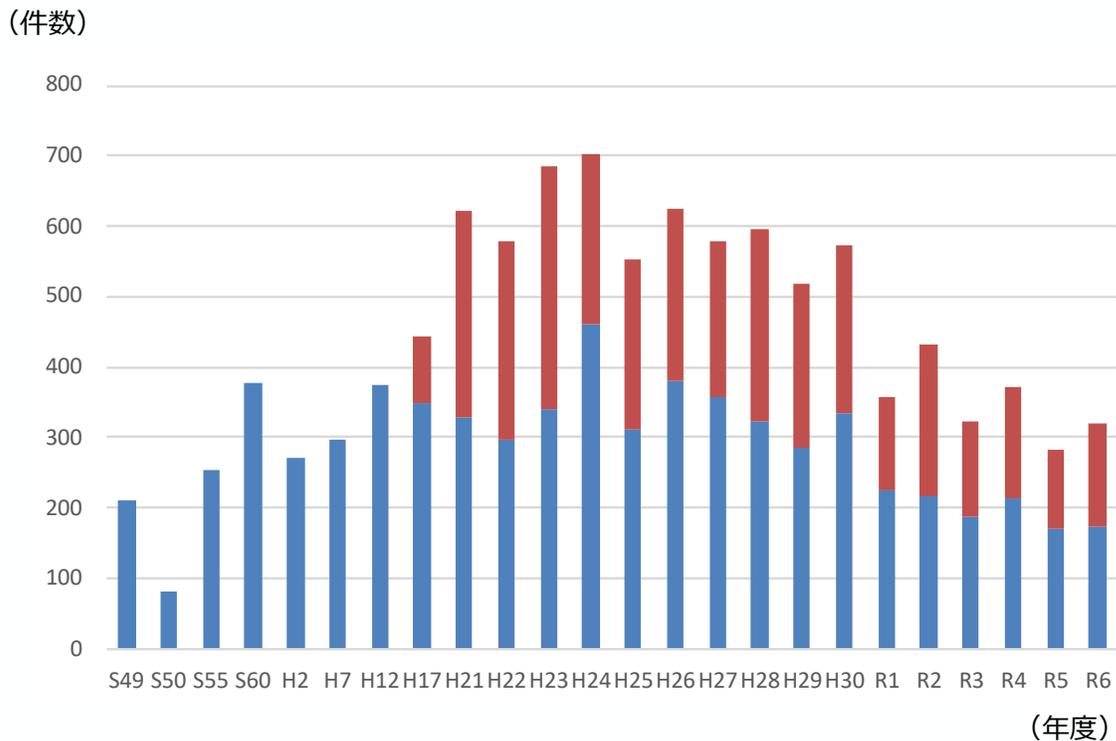
參考資料

化審法の全体像



新規化学物質の届出

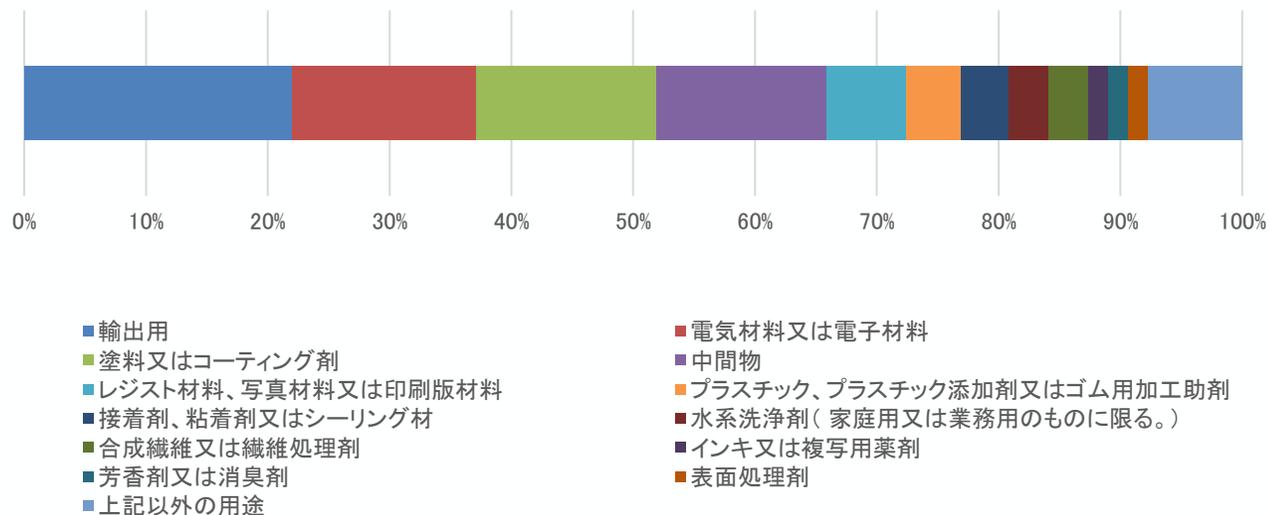
新規化学物質の届出件数の推移



■ 通常新規 ■ 低生産量新規
 ※H17より施行
 (難分解性であり、かつ高蓄積性でない。
 年間製造・輸入数量10トン以下)

(H23まで暦年、H24以降は年度)

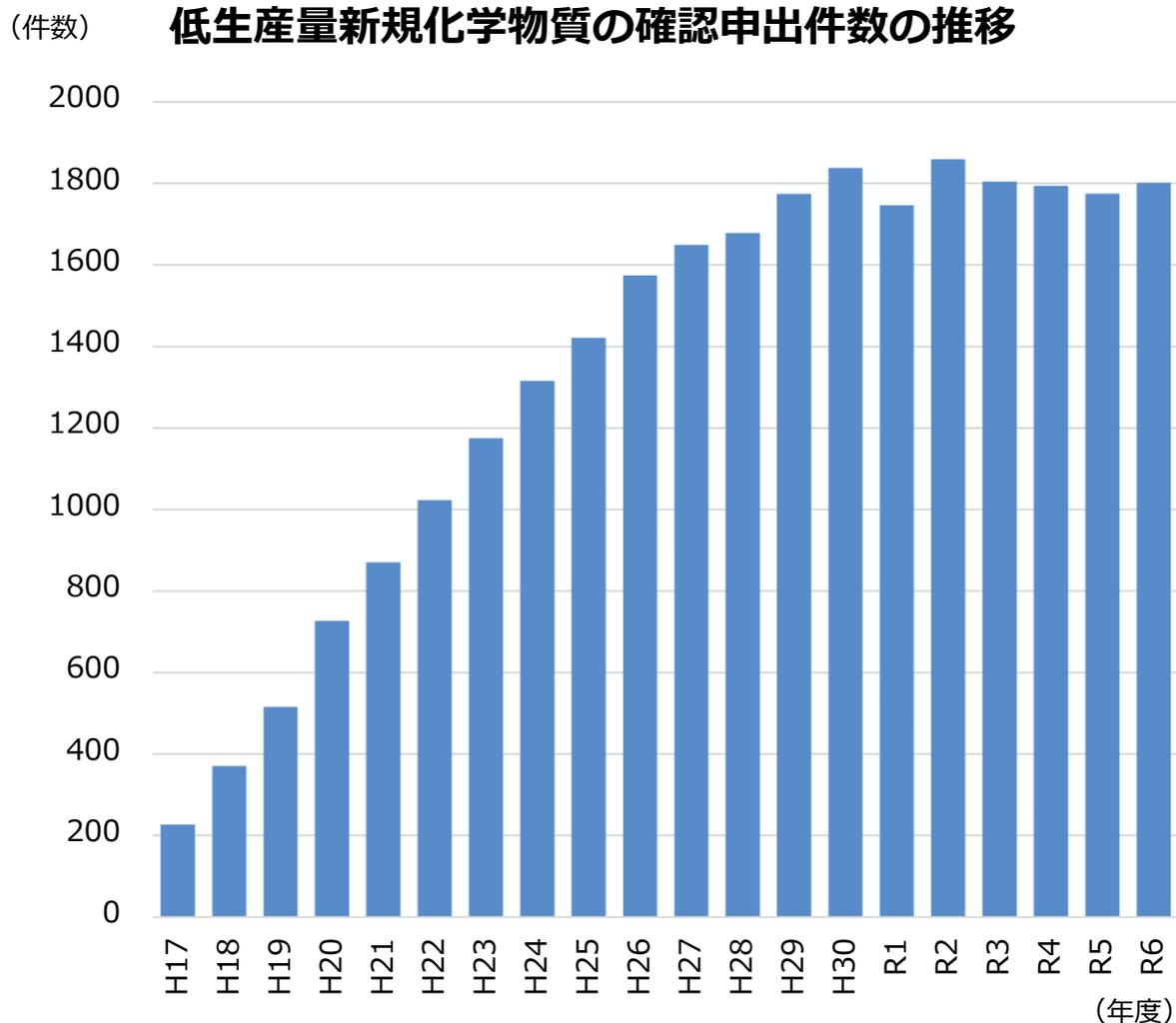
用途別届出状況 (令和6年度)



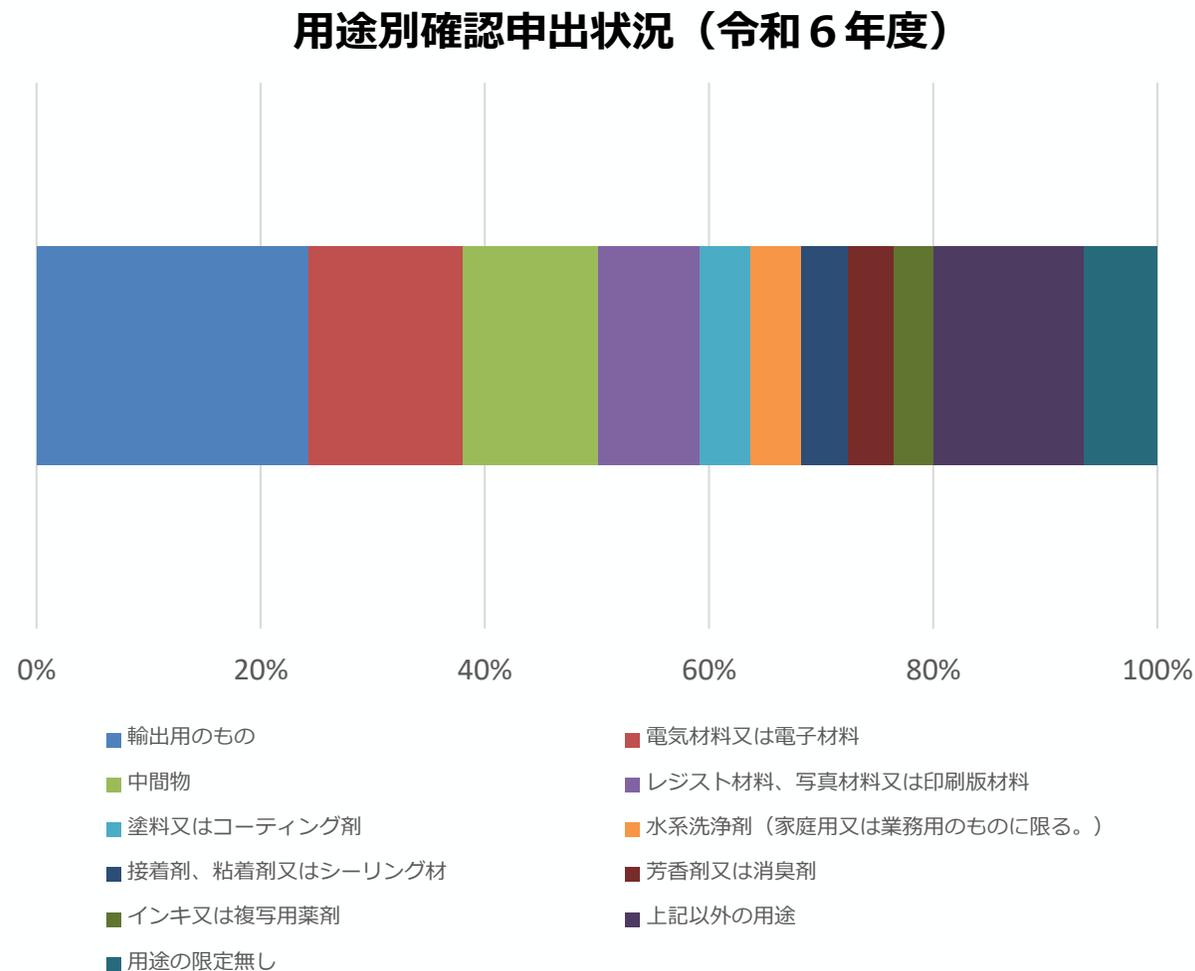
※新規化学物質の届出件数の推移：
 当該年度中に判定を通知した届出件数（化審法第3条第1項に基づく届出）の合計を指す。

※用途別届出状況（令和6年度）：
 届出における用途を数えたもの。一つの届出に複数の用途がある場合、それぞれの用途をカウントしている。

低生産量新規化学物質の確認申出



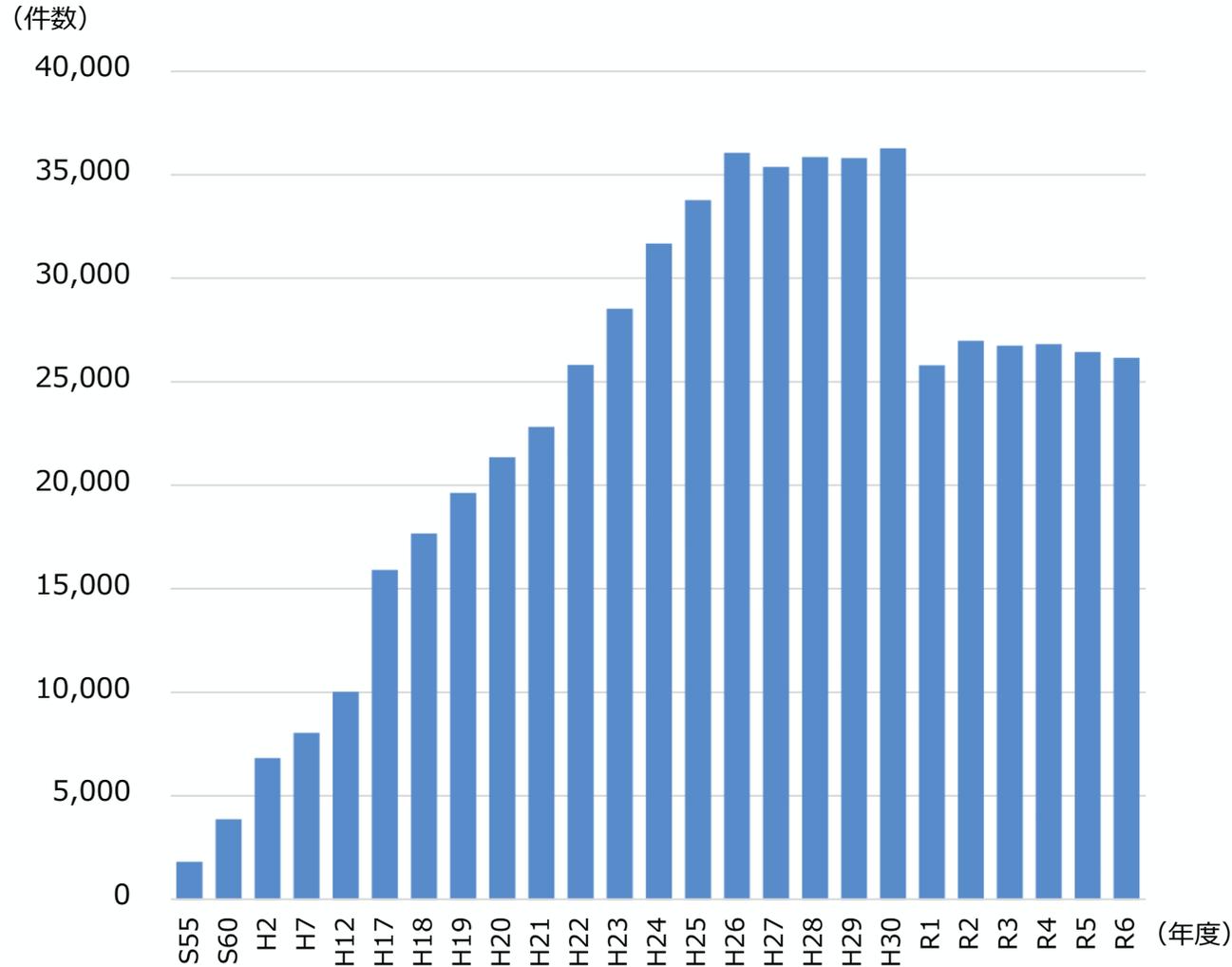
※各年度の確認申出件数：
当該年度中に低生産量新規化学物質の数量確認を行った申出件数
(化審法第5条第4項に基づく申出) の合計を指す。



※用途別確認申出状況 (令和6年度)：
申出における用途を数えたもの。一つの申出に複数の用途がある場合、
それぞれの用途をカウントしている。

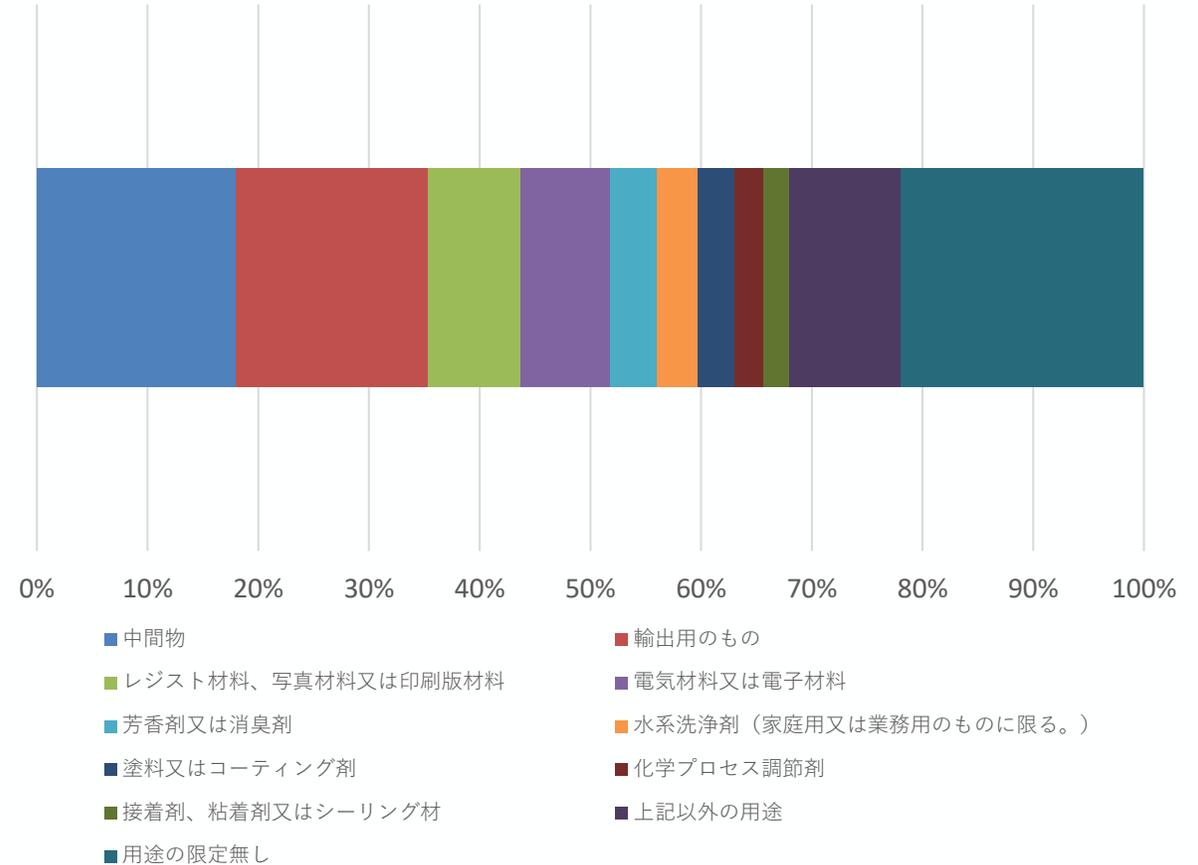
少量新規化学物質の申出

少量新規化学物質の申出件数の推移



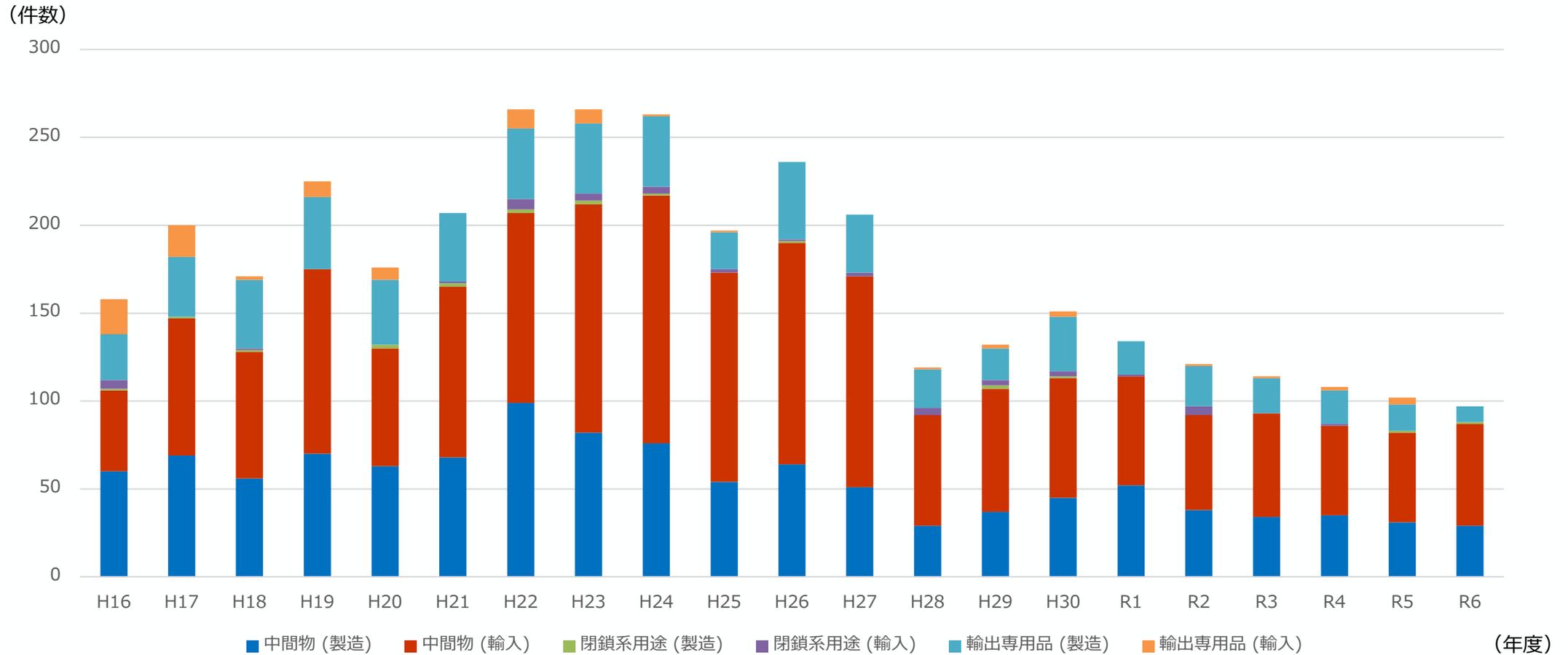
※各年度の申出件数：
 少量新規化学物質の数量確認を受けるために、当該年度中に提出された申出件数（化審法第3条第1項第5号に基づく申出）の合計を指す。（申出には、同一物質のものを含む。）

用途別申出状況（令和6年度）

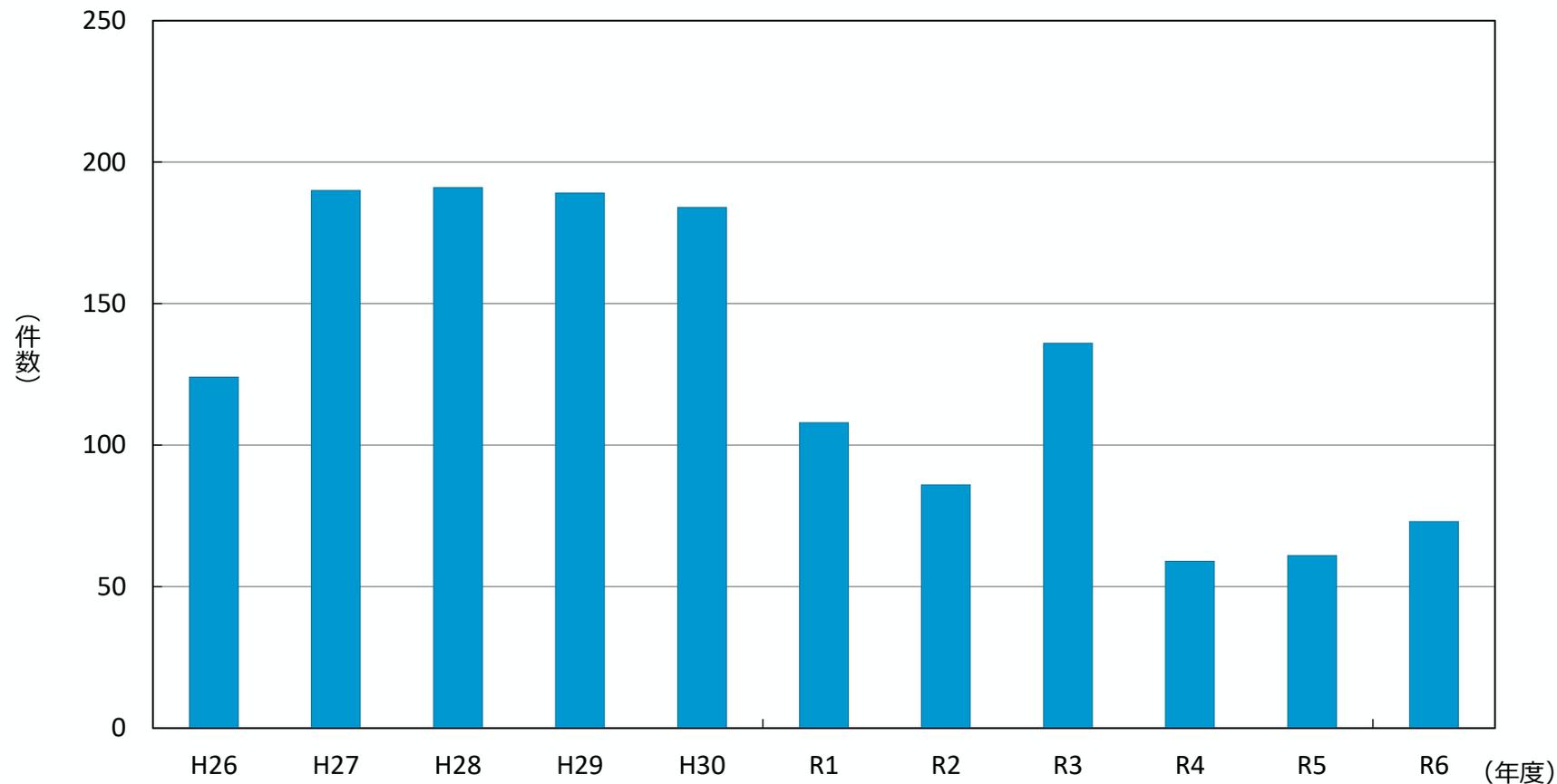


※用途別申出状況（令和6年度）：
 申出における用途を数えたもの。一つの申出に複数の用途がある場合、それぞれの用途をカウントしている。

中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移



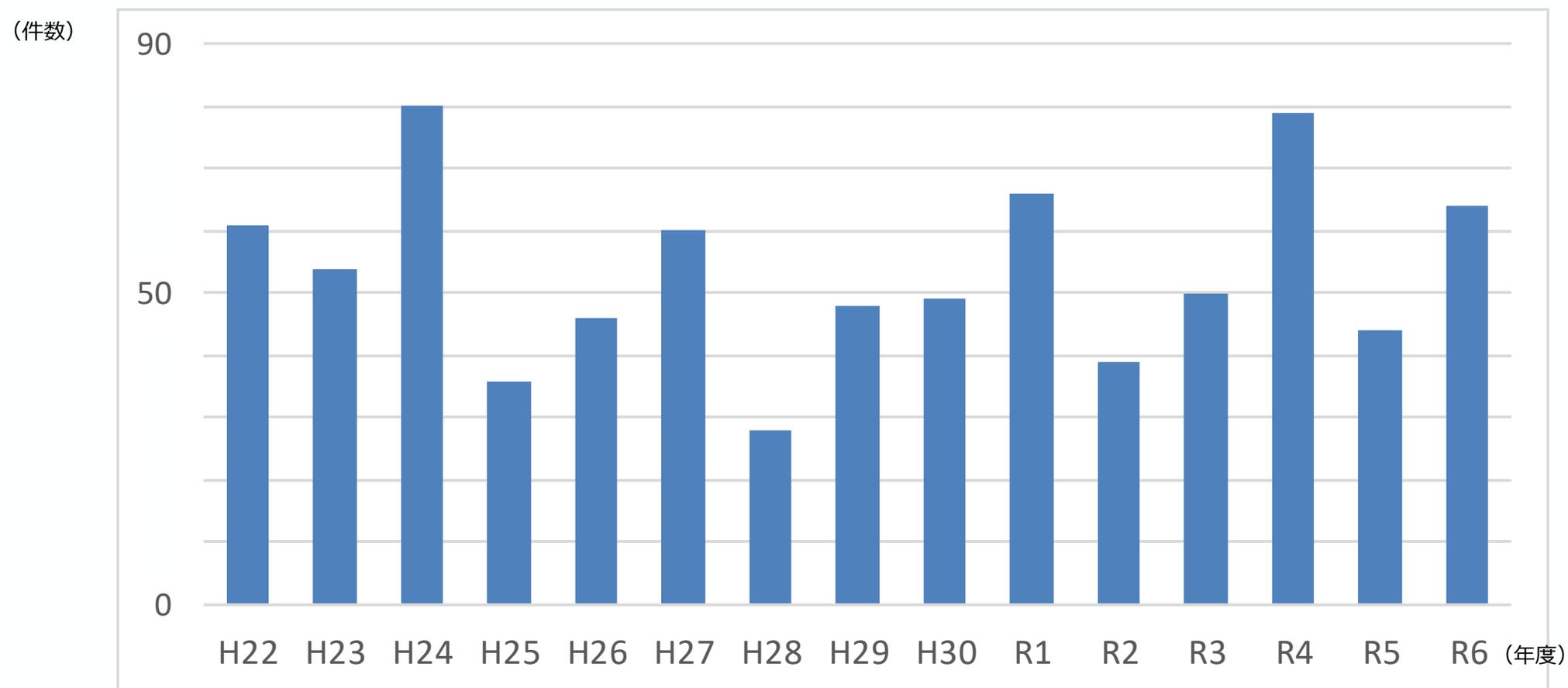
少量中間物等制度における確認件数の推移



(参考) 少量中間物等制度

1社あたり1年間に1t以下の新規化学物質を中間物あるいは輸出専用品として製造・輸入する場合、提出資料を簡素化できる。平成26年10月より制度新設。

低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移

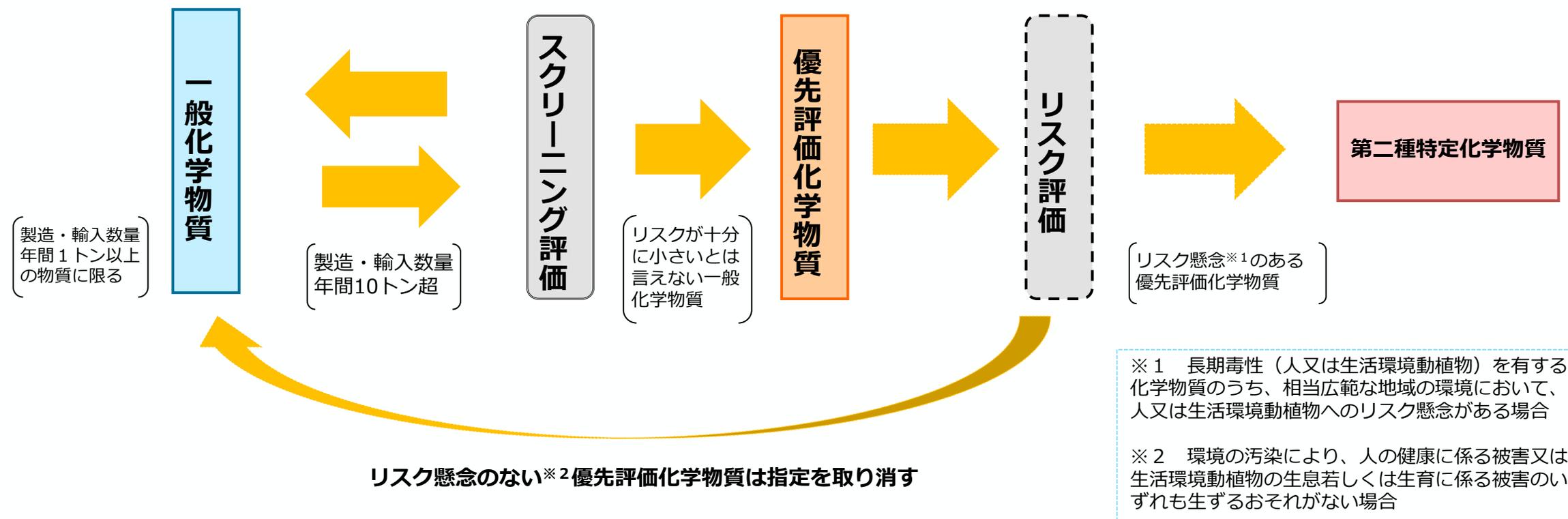


◎各年度の確認申出件数：当該年度中に低懸念高分子化合物の確認を行った申出件数（化審法第3条第1項第6号に基づく申出）の合計を指す。

※平成22年度より制度新設

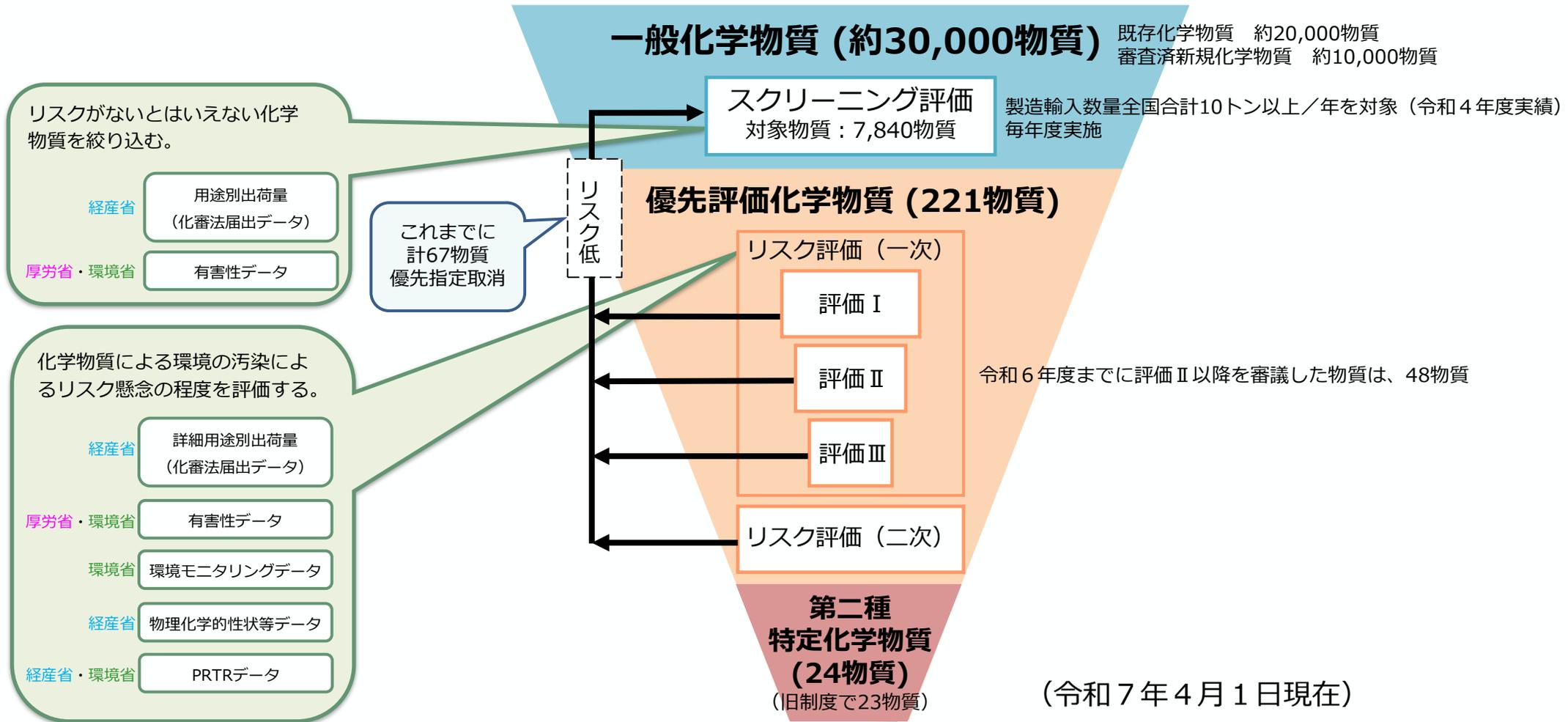
上市後の化学物質に対するリスク評価の全体像

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を行い、リスクが十分に小さいとは言えない物質を選定し、優先評価化学物質に指定。スクリーニング評価は毎年実施。
- 優先評価化学物質について段階的にリスク評価を実施し、長期毒性（人又は生活環境動植物）を有する化学物質のうち、相当広範な地域の環境において人又は生活環境動植物へのリスク懸念が認められる場合、第二種特定化学物質に指定（リスクの懸念がない場合は一般化学物質となる）。



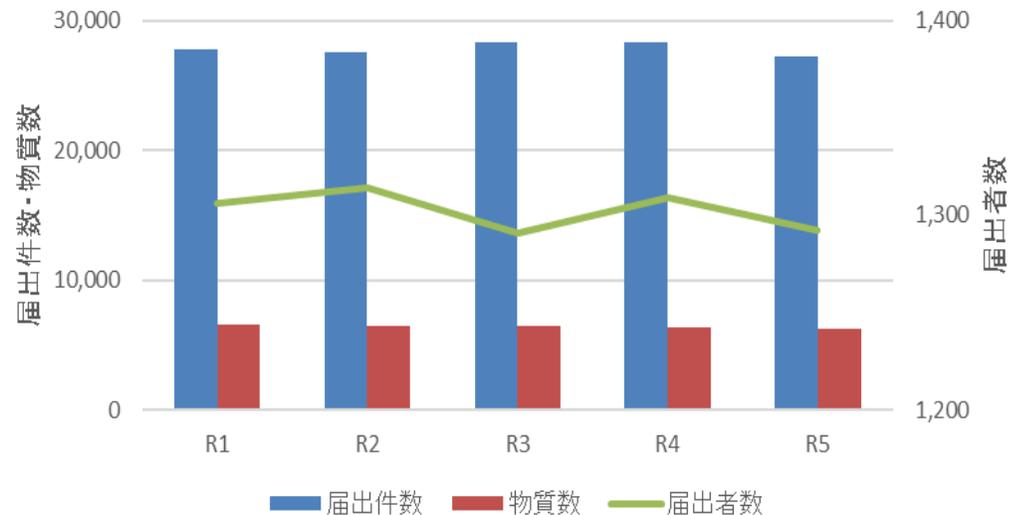
化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像

- 一般化学物質についてスクリーニング評価を実施し、リスクが十分に低いと判断できないものを優先評価化学物質として指定。
- 優先評価化学物質に指定されたものについて、各種データを用いて詳細にリスクを評価。リスクありと評価された化学物質は、第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を推進。



(令和7年4月1日現在)

一般化学物質の製造・輸入実績の届出

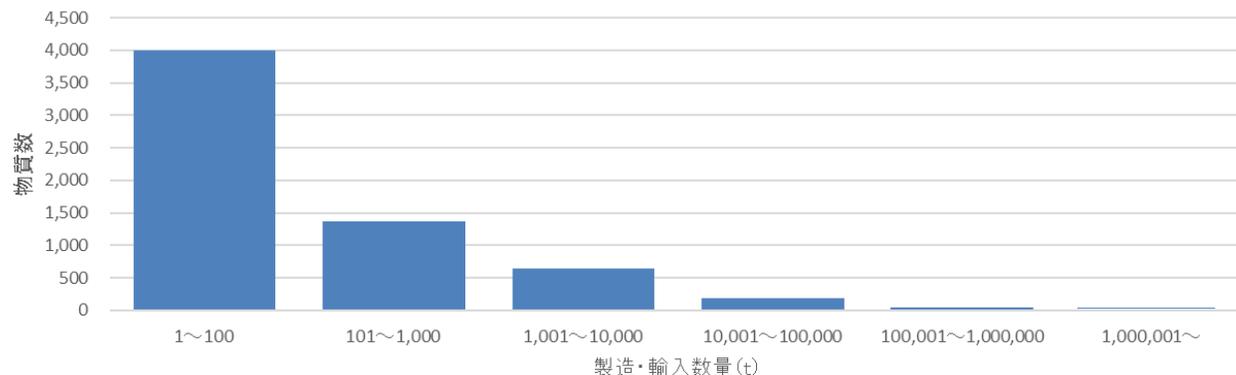


※各届出年度末に集計したもの。物質数は官報整理番号単位。

- 平成22年度実績から、一般化学物質を年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、その数量の届出義務を課す制度を導入。
- 本届出実績を集計・公表するとともに、スクリーニング評価に活用。

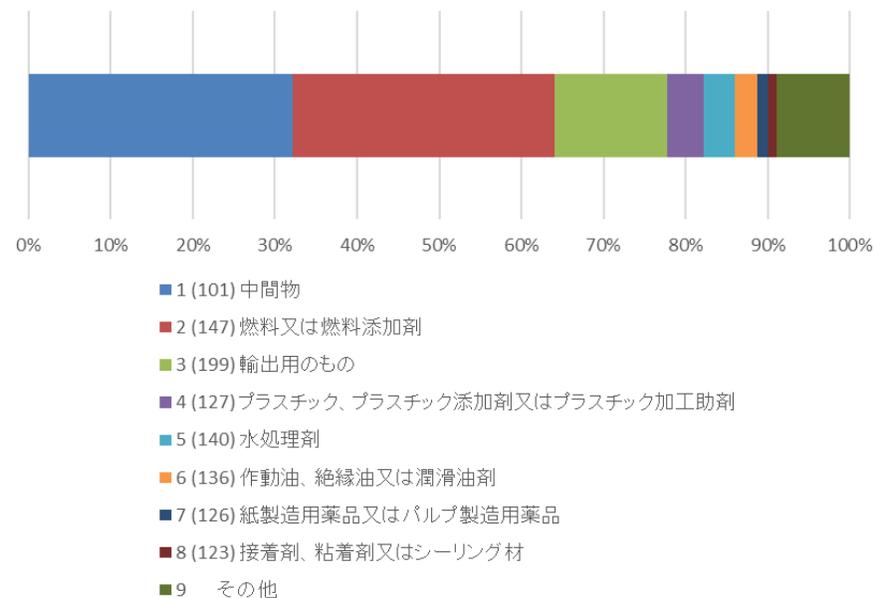
* 化審法一部改正に伴う運用の見直しにより、平成30年度（2018年度）実績から、一般化学物質等の届出単位を変更。複数の官報整理番号で表される塩やブロック重合物等については届出物質数から除外して公表。

<届出物質の数量分布(令和5年度実績)>



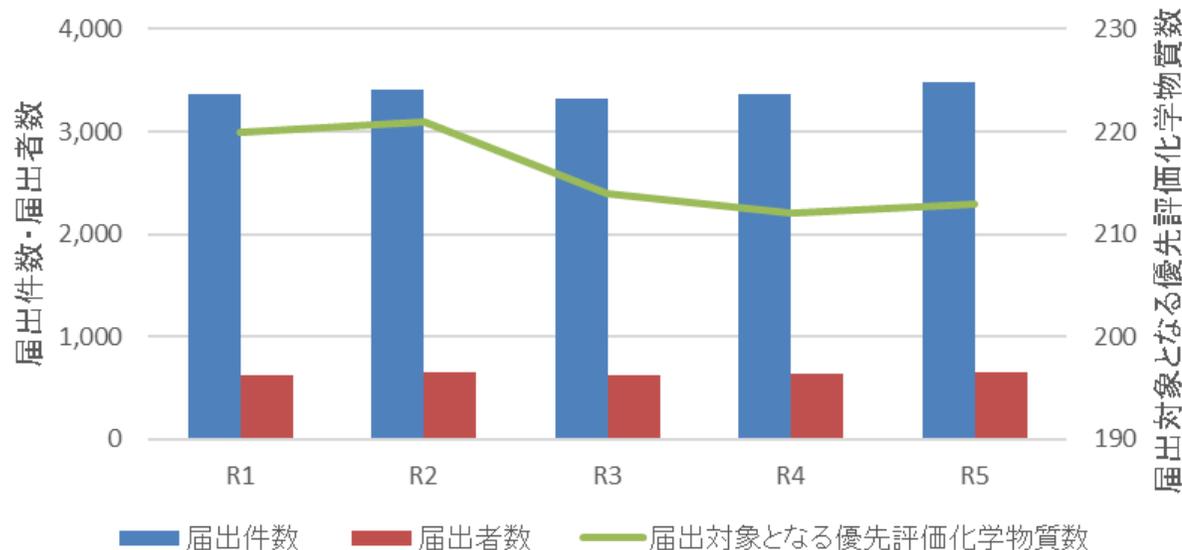
※各届出年度末に集計したもの。物質数は官報整理番号単位。

届出物質の用途分布(令和5年度実績)



(注) リスク評価を行う必要がないものとして指定された化学物質は届出不要としている。

優先評価化学物質の製造・輸入実績の届出



※ 各届出年度末に集計したもの

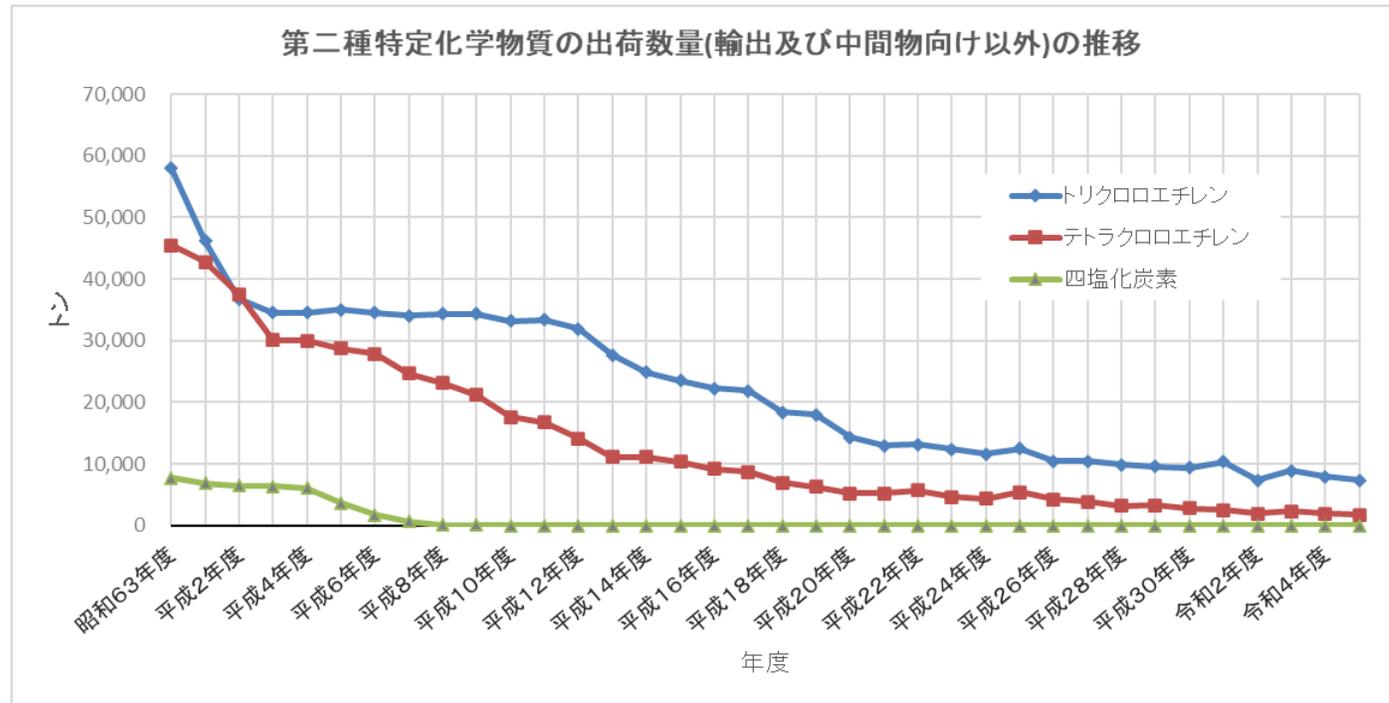
- 優先評価化学物質については、年間1トン以上製造・輸入した事業者に対し、都道府県別詳細用途別出荷数量などについて届出義務が課されている。
- 本届出実績を集計・公表するとともに、リスク評価に活用。

一般化学物質と優先評価化学物質の届出内容の違い

	一般化学物質	優先評価化学物質
製造場所	—	事業所名、所在地
製造・輸入数量	年間の製造・輸入数量	都道府県ごとの年間製造数量 国・地域別輸入数量
出荷数量	用途分類別	都道府県別かつ詳細用途分類別
用途分類	約50分類	約280分類

第二種特定化学物質の出荷数量の推移

- 現在、製造・輸入数量の合計1トン以上あったと報告された化学物質は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素。
- このうち、輸出及び中間物向け以外の用途で国内へ1トン以上出荷された化学物質は、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンであり、いずれも緩やかな減少傾向にある。



(*) 第二種特定化学物質について

- ・ 人への長期毒性又は生活環境動植物への長期毒性あり
- ・ 相当広範囲な地域の環境において相当程度残留していると見込まれること等により、人又は生活環境動植物へのリスクあり
- ・ 指定物質数：24物質
- ・ 製造輸入数量（予定及び実績）、用途等の届出義務、必要に応じて予定数量の変更命令、政令指定製品の表示義務等

※ 各届出年度末に集計したもの